

佐久市犯罪被害者等支援条例（仮称）に係る支援策について（案）

経過

- 誰もある日突然犯罪等に巻き込まれる恐れがある。犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族、またご遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害に加え、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動等により、心身の不調、経済的な損失等の二次被害、加害者から再被害を受けるかもしれない恐怖、不安に苦しめられることになる。
- 平成16年に制定された「犯罪被害者等基本法」（以下「法」という。）では、地方公共団体においても、犯罪被害者支援策の策定と実施の責務が規定されている。
- 佐久市では、市内で起きた交通事故によりお子様を亡くされたご遺族から、令和2年11月に、「犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める要望書」が提出され、令和3年7月にご遺族と市長が懇談し、条例制定に向けて検討を進めることとした。

条例制定の必要性

- 犯罪被害者等が佐久市に条例制定を要望している。
- 長野県が市町村に条例制定を要請している。
- 条例により市及び市民等の責務を明らかにし、市全体で犯罪被害者等支援に取り組む。
- 条例により犯罪被害者等に確実かつ継続的に支援を届ける。
- 条例により他機関との役割分担、連携・協力をしやすくする。

条例設置の現状

全国 623市町村／1,721市町村（36.2％）：「犯罪被害者白書（R3）よりR3.4.1時点」
長野県内 坂城町：令和2年9月、長野県：令和4年4月

国・県・市町村の役割

国：全国的な支援の方向性の決定と施策の実施
県：県内全域での支援の方向性の決定と施策の実施
市町村：市町村域での支援の方向性の決定と施策の実施

【国】

- 全国的な支援の方向性の決定
 - ・ 犯罪被害者等基本法
 - ・ 第4次犯罪被害者等基本計画
- 各種支援策の実施
 - ・ 犯罪被害者等給付金の支給
 - ・ 地方公共団体に対する支援
 - ・ 犯罪被害者等の置かれた状況等、統一的な事柄の周知

【県】

- 県内全域での支援の方向性の決定
 - ・ 長野県犯罪被害者等支援条例の制定
 - ・ 長野県犯罪被害者等支援推進計画の策定
- 広域性、専門性の求められる取組の実施
 - ・ 市町村に対する支援
 - ・ 相談対応のコーディネート
 - ・ 犯罪被害者等を支援する団体への支援
 - ・ 無料法律相談、見舞金の給付、県営住宅優先入居、カウンセリング支援など

【市町村】

- 市町村域での支援の方向性の決定
 - ・ 条例制定、計画の策定
 - ・ 一般施策の拡充
- 住民に一番身近な基礎自治体としての取組の実施
 - ・ 犯罪被害者等に対する支援情報の提供
 - ・ 公営住宅優先入居、日常生活支援等の福祉サービスの提供
 - ・ 市町村の実情に応じた支援（見舞金の給付等）など

被害者等の声

（懇談で分かったこと）

- 入れ替わり立ち代わり役場の担当職員が代わり、何が何だか分からない。
- 市役所の手続きの方法が分からない。
- 関与してくれる人が変わることにによる喪失感

- ショック状態による心身の不調
- 裁判など経済的負担や精神的負担が大きい。
- 思い出に満ちた自宅、事故現場近くの自宅に精神的に住めなくなる。
- 日常の身の回りのこと（食事用意、買い物、子の世話）が手につかない。
- 仕事に行けなくなったり、手につかなくなる。
- 残された子どもが精神的に不安定になり、学校にも行けなくなる。

- 写真も名前も当事者が知らないうちに報道（SNS）にさらされている。
- ネット上に事実と異なる内容が書き込まれ誹謗中傷を受ける。
- 周囲の心無い言葉に傷付く。
- 加害者の再犯に精神的に傷付く。
- 報道陣が自宅前に押し寄せ、家に帰れない。

求める支援

- ①【総合支援窓口の設置】
- ◆ 各種手続や相談ができる窓口の設置
 - ◆ 福祉の専門職員の配置

- ②【日常生活の支援】
- ◆ 心理面での支援
 - ◆ 子どもの心のケア支援
 - ◆ 経済面での支援
 - ◆ 住居面での支援
 - ◆ 日常の身の回りの支援
 - ◆ 就労面での支援
- ※被害者、家族、遺族が置かれた状況に応じた支援

- ③【二次被害の防止】
- ◆ インターネット利用のモラルの教育や啓発
 - ◆ 加害者の再犯防止
 - ◆ 報道対応への支援

主な支援施策（案）

人権同和課に、犯罪被害者等支援庁内プロジェクトチームを立ち上げ、被害者等と支援担当課の調整を図る。

戸籍、医療、年金、健康保険など各種行政窓口手続における相談・支援

被害者等の属性（子ども、ひとり親、高齢者、障害者、困窮者など）に応じた相談・支援

保健師、公認心理師、社会福祉士等による心理面の支援

見舞金等の支給による経済面での支援

市営住宅による住居支援（市内で賄えない場合は県とも調整）

高齢者施設による住居支援

身の回りの日常生活支援（家事・育児・介護・配食など）

就職相談・職業紹介等による就労支援

学校・地域・職場に向けたSNSモラル等についての教育及び啓発

報道等への対応支援